資料5

令和9年度当初予算概算要求（デジタルインフラ等）について

令和８年10月26日
東海総合通信局　情報通信部　放送部　無線通信部

デジタルインフラ整備推進事業

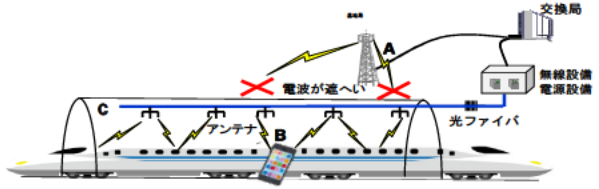
● 地理的に条件が不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）や遮へい空間において、電気通信事業者（地方公共団体等を含む。）が光ファイバや携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

携帯電話基地局の整備加速化



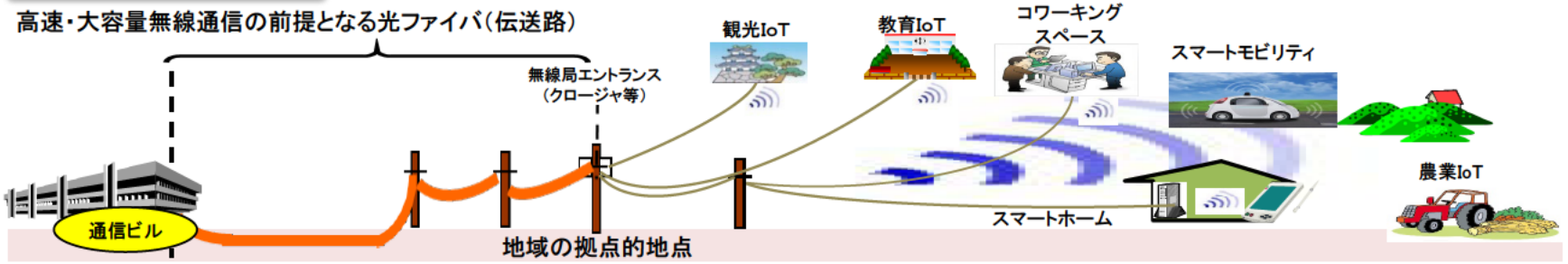
○携帯電話等エリア整備事業
・条件不利地域において、携帯電話基地局の整備費等の一部を補助

トンネルにおける移動通信用中継施設の整備加速化



○電波遮へい対策事業
・トンネルにおいて、移動通信用中継施設の整備費の一部を補助

光ファイバの整備加速化



○高度無線環境整備推進事業
・条件不利地域において、光ファイバの整備費等（離島地域における維持管理費用を含む）の一部を補助

（事業主体）　地方公共団体、第3セクター、電気通信事業者 等
（事業スキーム）　補助
（補助対象）　基地局施設、伝送路施設、伝送路設備、光ファイバケーブル、送受信設備、機器購入費 等
（補助率）　1/2等
（計画年度）　令和7年度～

令和9年度要求額　104.5億円　（うち、「強く豊かな日本」投資枠　37.1億円）
（令和8年度予算額　30.0億円、令和7年度補正予算額　31.1億円）

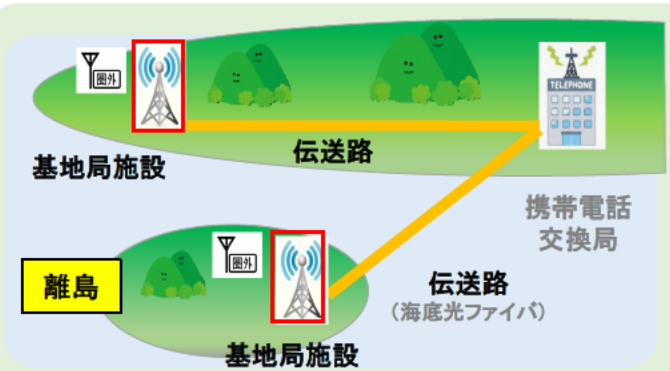
（参考）令和８年度　携帯電話等エリア整備事業

地理的に条件が不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

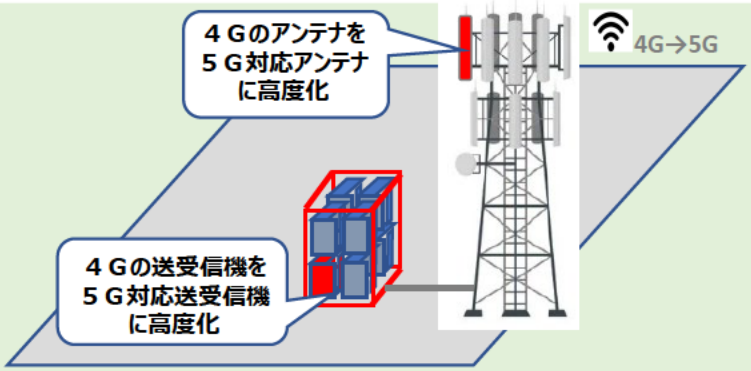
補助メニュー	補助内容	補助率
基地局施設整備（４G等）	圏外解消のため、基地局施設を設置する場合 ※非居住エリア	事業主体：地方公共団体　※離島、半島、山村地域の国の補助率は、１社整備3/5、複数社整備3/4 【１社整備】 国 1/2 ／ 都道府県 1/5 ／ 市町村 3/10 【複数社整備】 国 2/3 ／ 都道府県 2/15 ／ 市町村 1/5 事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等 【１社整備】 国 1/2 ／ 無線通信事業者 1/2 【複数社整備】 国 2/3 ／ 無線通信事業者等 1/3
高度化施設整備（５G)	４Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、５G基地局を設置する場合	

※伝送路施設の設置（光ファイバの設置）や運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。
※過去に国が補助金により整備した基地局の復旧・復興支援メニュー及び、更新に関する支援メニューを追加。

基地局施設整備のイメージ



高度化施設整備のイメージ



（事業主体） 地方自治体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者等、（事業スキーム） 補助事業
（補助対象）電源設備、衛星回線設備、送受信設備等、（計画年度） 平成17年度～

（参考）令和８年度　電波遮へい対策事業

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルにおいて、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国がその整備費用の一部を補助

施策の概要

ア　事業主体：一般社団法人、ｲﾝﾌﾗｼｪｱﾘﾝｸﾞ事業者等、地方公共団体（都道府県）

イ　対象地域：鉄道トンネル、道路トンネル（高速道路、国直轄国道、緊急輸送道路　※）

※緊急輸送道路のうち原発制圧道路に限り、500m未満のﾄﾝﾈﾙも対象

ウ　補助対象：移動通信用中継施設（鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）

エ　負担割合：（一般社団法人等が事業主体の場合）

【鉄道トンネル】

国	鉄道事業者	一般社団法人等
1/3	1/6	1/2

【高速道路・国直轄道の道路トンネル】

国	一般社団法人等
1/2	1/2

【緊急輸送道路の道路トンネル※２】

国	一般社団法人等
1/3	2/3

※2　高速道路及び国直轄道以外の地方公共団体が管理する緊急輸送道路

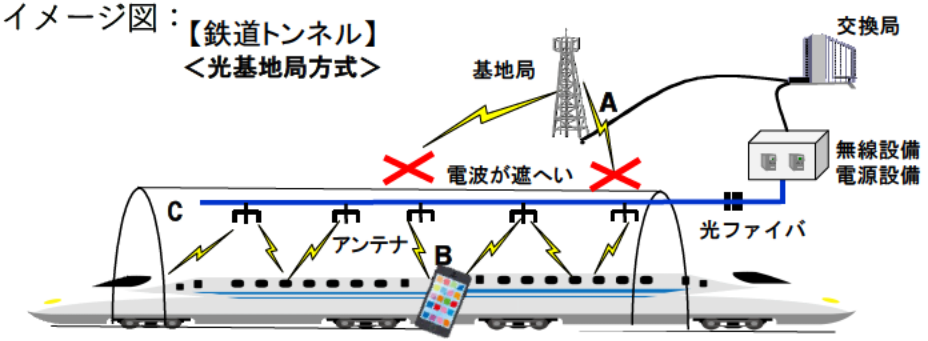
（地方公共団体が事業主体の場合）

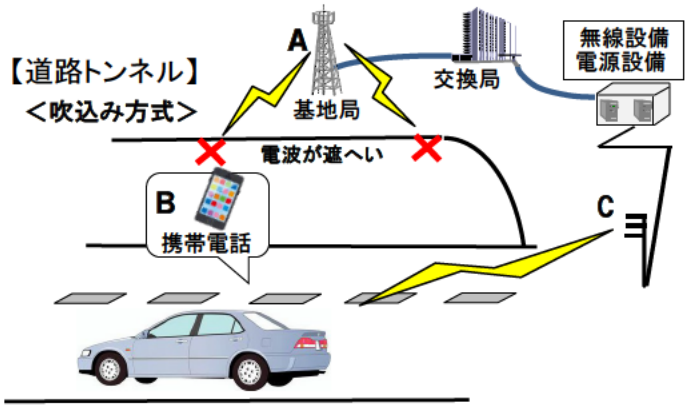
【緊急輸送道路の道路トンネル※２】

国	地公体	一般社団法人等
1/3	1/6	1/2

オ：計画年度：平成11年～

カ　イメージ図：





注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内等での通信を可能とする。

（参考）令和８年度　高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、電気通信事業者（地方公共団体等を含む。）が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合や、地方公共団体が所有する公設設備について、民間事業者や第３セクターへ譲渡した上で高度化（５G対応等）を図る場合等に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア　事業主体： 直接補助事業者：自治体、第３セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
イ　対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）
ウ　補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等
エ　負担割合：

（自治体の場合）

【離島】*

国（※1）（※3）	自治体
4／5	1／5

＊光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2（令和8年度まで）

【その他の条件不利地域】

国（※1）（※2）（※3）	自治体
1／2	1／2

（第３セクター・民間事業者の場合）

【離島】

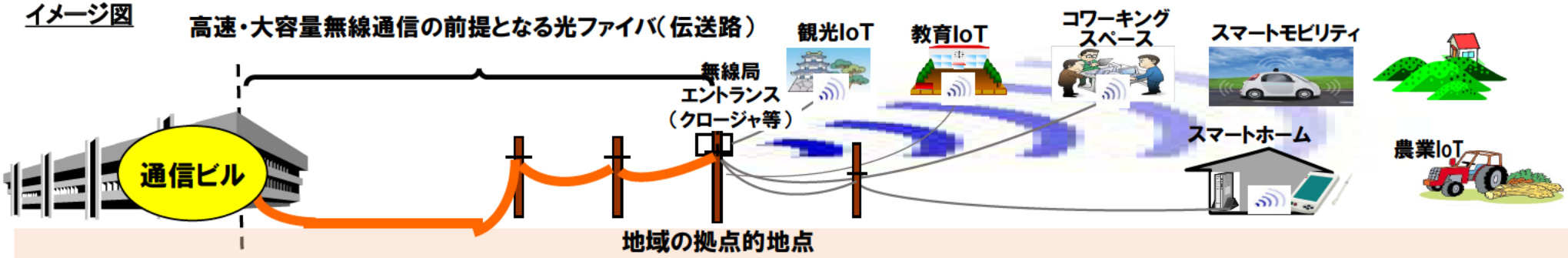
国（※1）（※4）（※5）	3セク・民間
4／5	1／5

【その他の条件不利地域】

国（※1）（※6）	3セク・民間
3／4	1／4

（※1）地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乗せ
（※2）財政力指数0．5以上の自治体は国庫補助率1／3
（※3）民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3／4（離島）、1／2（その他条件不利地域）
（※4）海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3／4
（※5）高度化を伴う更新を行う場合、3／4、2／3（海底ケーブルの敷設を伴わない場合）
（※6）高度化を伴う更新の場合、2／3

イメージ図



・自治体が実施する新規整備事業については、令和８年７月までの申請を受付

（参考）令和８年度　高度無線環境整備推進事業（災害復旧事業）

・災害復旧事業の補助対象は、激甚災害に加え、暴風、洪水、高潮、地震、その他の自然災害（「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に準じるもの）。

災害復旧事業の事業概要

ア　事業主体： 自治体、第3セクター、通信事業者

※業務区域の市町村数が10を超えない者が事業主体である場合に対象

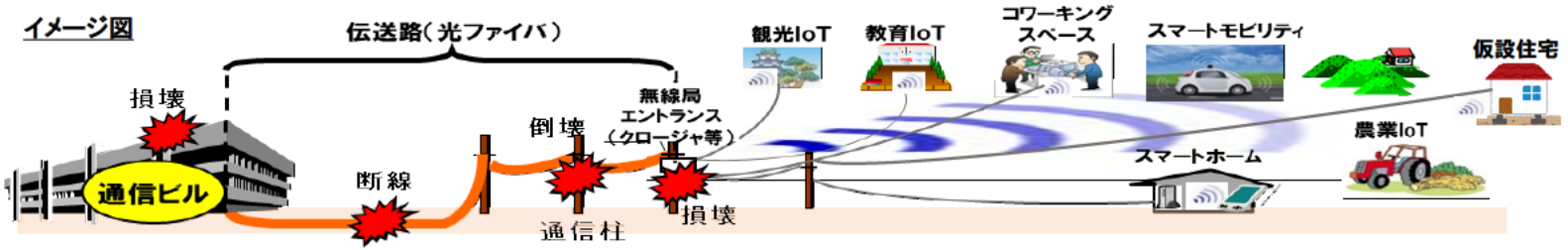
イ　対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島等）

ウ　補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

※応急仮設住宅への伝送路設備等の整備も対象

エ　補 助 率： ２／３（激甚災害として指定された災害、離島）

１／２（「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に準じる災害）



【参考】公共土木施設災害復旧事業査定方針
第三　災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。
（一）河川にあっては警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河川高（低水位から天端までの高さをいう。）の五割程度の水位）以上の出水により発生した災害。ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長期間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。
（二）河川以外の公共土木施設にあっては最大二十四時間雨量八十ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大二十四時間雨量八十ミリメートル未満の降雨により発生した災害であつても、時間雨量等が特に大である場合を含む。
（三）最大風速十五メートル以上の風により発生した災害
（四）暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの　等
（五）地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあっては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成している場合における災害

令和８年度　公設光ファイバの民間移行を支援する取組

自治体が保有する光ファイバ設備等（公設設備）相談支援窓口開設のお知らせ

総務省では、自治体が保有する光ファイバ設備等（公設設備）の民間移行（譲渡）の実現に向けた課題や支援策の活用等について、総合的なご案内・解決案のご提示ができるよう、支援窓口（請負事業者：PwCコンサルティング合同会社）を開設し、相談受付を行っております。

相談フォーム、Eメールからご相談・お問い合わせいただくことが可能ですので、是非ご活用ください。

光ファイバ設備等（公設設備）の維持管理・民間移行においてこんなお悩みはありませんか？



自治体が保有する光ファイバ設備等（公設設備）に関するご相談は相談フォーム・メールにて受け付けております（無料）

本窓口の運営は令和8年度総務省事業として実施するもので、令和9年3月31日までの開設を予定しています。お問い合わせをご希望される場合には、期間内にご連絡いただきますようお願いいたします。
※本窓口は、公設設備の民間移行に関する相談を対象としています。庁内イントラネット用設備の民間移行に関する問い合わせは対象外です。

民間移行の手続きや支援制度に関するお問い合わせ先

自治体が保有する光ファイバ設備等（公設設備）相談支援窓口
（運営：PwCコンサルティング合同会社）

相談フォームからのご相談
https://forms.cloud.microsoft/pages/responsepage.aspx?id=oJQyUSA-skGpcG0wvxVG-vkJhR2Oa_5FhWYaW923VHBUQzVQQUtaNUhVNFZKTkFJRzhNNDM1NDNWRi4u&route=shorturl

✓ 相談フォームからの各種お問い合わせ

アクセスはこちらから

✓ メールでのご相談
※2027.3.31迄

jp_cons_minkaniko_support@pwc.com
※メール本文には以下をご記載ください。
・氏名　・自治体名　・所在地域（例：都道府県）
・公設設備の所有者と提供者　・お問い合わせ内容

（参考）公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドラインや事例集
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html

民間移行の相談

地域住民へブロードバンドサービス等を提供する光ファイバ等の設備を保有する自治体におかましては、相談窓口を活用しながら、民間移行に向けて検討をお願いします。

- ✓ **一般的**な質問・相談
  ⇒**相談支援窓口**
- ✓ **具体的**な質問・相談
  （**補助金の申請や財産処分**等）
  ⇒**東海総合通信局情報通信振興課**

参考資料

- ◆ 公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン概要
- ◆ 公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン
- ◆ 公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集（令和6年10月版）

ポータルサイトURL：
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/hikari-fiber/

携帯電話基地局強靱化対策事業

- 災害発生時における停電や伝送路断による携帯電話基地局の停波を回避するため、大容量化した蓄電池や発電機、ソーラーパネル及び衛星を活用し、基地局機能の維持を図り、携帯電話基地局の強靱化対策を推進。

携帯電話基地局の強靱化のイメージ



具体的な施策内容

- 停電に備え、大容量化した蓄電池や発電機、ソーラーパネルを設置
- 伝送路断に備え、衛星回線や光ファイバ2ルート化により通信回線を冗長化

（事業主体）　地方自治体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者
（事業スキーム）　補助
（補助対象）　電源設備、衛星回線設備、送受信機等
（補助率）　国：3/4　地方自治体、事業者：1/4
（離島、半島、山村の場合 国：4/5　地方自治体、事業者：1/5）
（計画年度）　令和7年度～令和16年度

令和9年度要求額　100.0億円（うち、「強く豊かな日本」投資枠　50.0億円）
（令和8年度予算額　24.0億円、令和7年度補正予算額　7.5億円）

携帯電話基地局強靭化対策事業　事業スキーム

事業主体

・地方自治体（都道府県・市区町村）
・携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者

対象地域

全国が対象。ただし、南海トラフ地震、首都直下地震において、緊急対策区域等に指定された自治体内の基地局を優先。

補助率

国3/4	地方1/4

※離島、山村、半島地域の場合は国4/5、地方1/5

補助対象設備

・予備電源設備（ソーラーパネル、蓄電池、発電機等）
・予備回線設備（衛星回線設備、光ファイバ等）
・予備送受信設備
・上記設備の設置に係る設計費、施工費、付帯工事費等

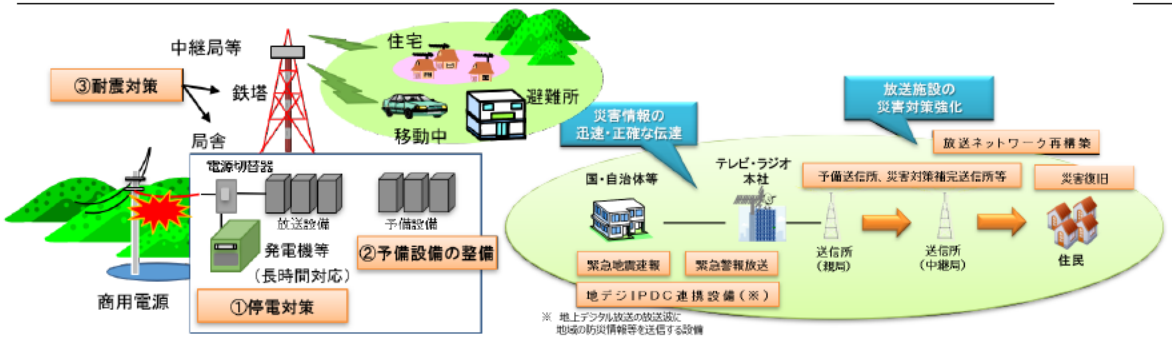
計画年度

令和7年度～令和16年度

放送ネットワーク整備支援事業

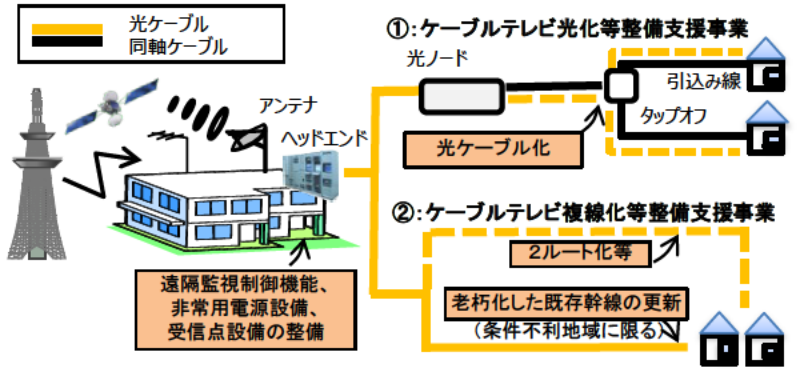
- 被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、大規模災害時において放送が継続出来るよう、地上波テレビ、ラジオ及びケーブルテレビの放送ネットワークの耐災害性強化を推進するとともに、災害発生後の早期復旧を支援。

施策内容①（地上基幹放送の耐災害性強化）



- 災害発生時のテレビ・ラジオ放送停波回避のための中継局等の耐震化、停電対策、予備設備の整備等、中継ルートの変更、予備送信所等の整備等、被災した放送設備の復旧に係る事業費の一部を補助。
- このほか、地上デジタル放送の混信による受信障害対策、民放ラジオの難聴解消のための中継局の整備費用の一部を補助。また、可搬型予備送信設備等の運用体制を整備。

施策内容②（ケーブルテレビの耐災害性強化）



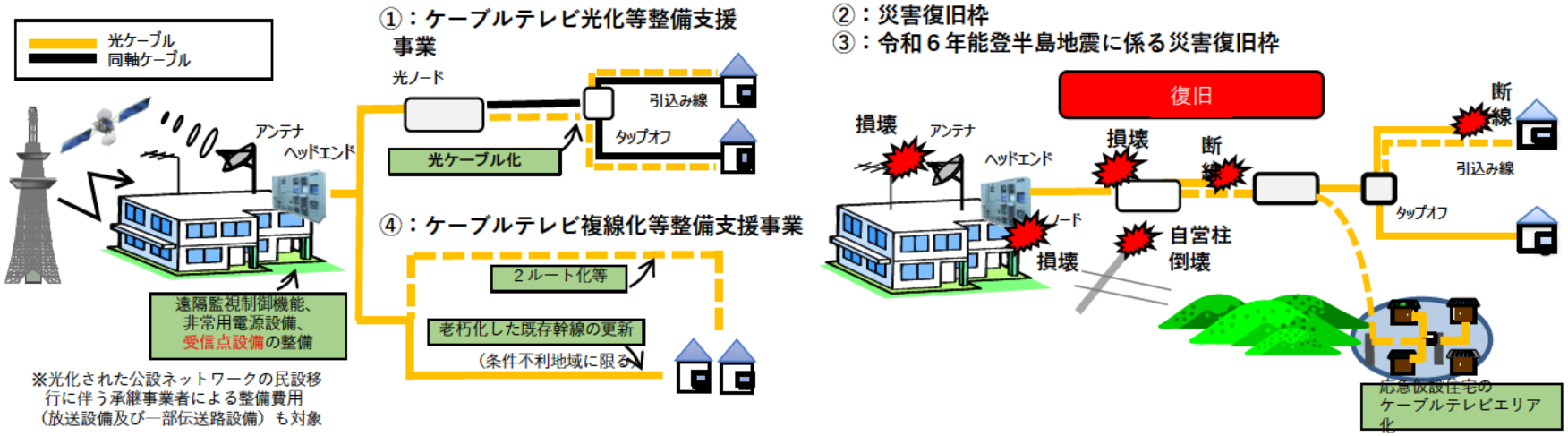
- ケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化を図るとともに、災害時のケーブル関連施設等の復旧に係る事業費の一部を補助。

（事業主体）　①②地方公共団体、第三セクター、地上基幹放送事業者　等
（事業スキーム）　①補助事業　等　②補助事業
（補助対象）　①送受信設備、送受信アンテナ、緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、地デジIPDC防災連携設備　等
②光ファイバーケーブル、送受信設備、アンテナ　等
（補助率）　①②地方公共団体等：1/2等、第三セクター等：1/3等、地上基幹放送事業者等：1/3等　等
（計画年度）　①平成27年度～、令和元年度～　等　②平成30年度～

令和9年度要求額　39.3億円
（令和8年度予算額　15.9億円、令和7年度補正予算額　20.2億円）

（参考）令和８年度　ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

● 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助。
● 令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を補助。



（事業主体）　①③④市町村、第三セクター、承継事業者（※）又はこれらの連携主体
※市町村、第三セクター又はこれらの連携主体から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者
②市町村、有線一般放送事業者又はこれらの連携主体

（事業スキーム）　補助事業

（補助対象地域）　①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
①②業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあっては、条件不利地域に限る

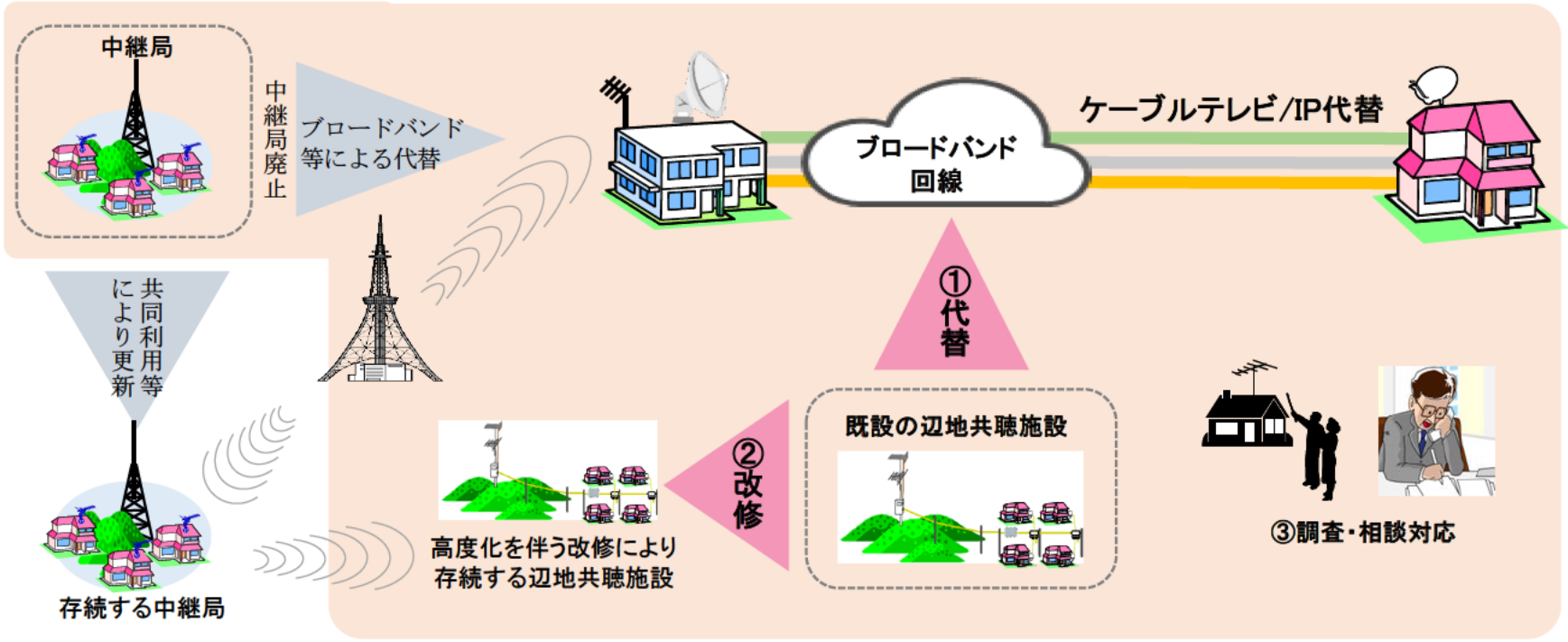
（補助率）　①④（1）市町村及び市町村の連携主体：1/2　（2）第三セクター及び第三セクターの連携主体：1/3　（3）承継事業者及び承継事業者の連携主体：1/3
※市町村又は市町村の連携主体の承継事業者による整備のうち、**条件不利地域おける整備は2/3**
※第三セクター、第三セクターの連携主体による整備又はこれらの承継事業者による整備のうち、**条件不利地域における整備は1/2**
①（1）※財政力指数0.5超の自治体は1/3
②：1/2（公共土木施設災害復旧事業査定方針に準じる災害の場合）、2/3（離島又は激甚災害に指定された災害の場合）　③：2/3

（補助対象経費（上図の赤線部分））　光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ　等
②※激甚災害に指定された災害に係る復旧の場合は仮設住宅のケーブルテレビエリア化も対象　④※受信点設備の単独整備も対象

（計画年度）　平成30年度～

地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業

● 全国の視聴者に対して良質な放送コンテンツの継続的な提供を確保しつつ、電波の能率的な利用を図るため、小規模中継局や辺地共聴施設等のブロードバンド等による代替等を支援。



（事業主体）	①市町村、放送事業者、電気通信事業者又はこれらの連携主体、②市町村、市町村の連携主体、③民間法人・団体
（事業スキーム）	①②補助、③請負
（補助対象）	①②アンテナ、送受信設備、光ファイバーケーブル　等
（補助率）	①辺地共聴施設の代替 ：2/3　等 ②辺地共聴施設の光化等改修 ：1/2　等
（計画年度）	令和７年度～

令和９年度要求額　14.2億円
（令和８年度予算額　7.0億円、令和７年度補正予算額　2.6億円）

（参考）令和８年度　辺地共聴施設の高度化支援事業

○　山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助する。

事業イメージ

○ 事業主体

（1）市町村、放送事業者、電気通信事業者又はこれらの連携主体

（2）市町村、市町村の連携主体

○ 補助対象経費（下図の赤点線部分）

アンテナ、送受信設備、光ファイバーケーブル　等

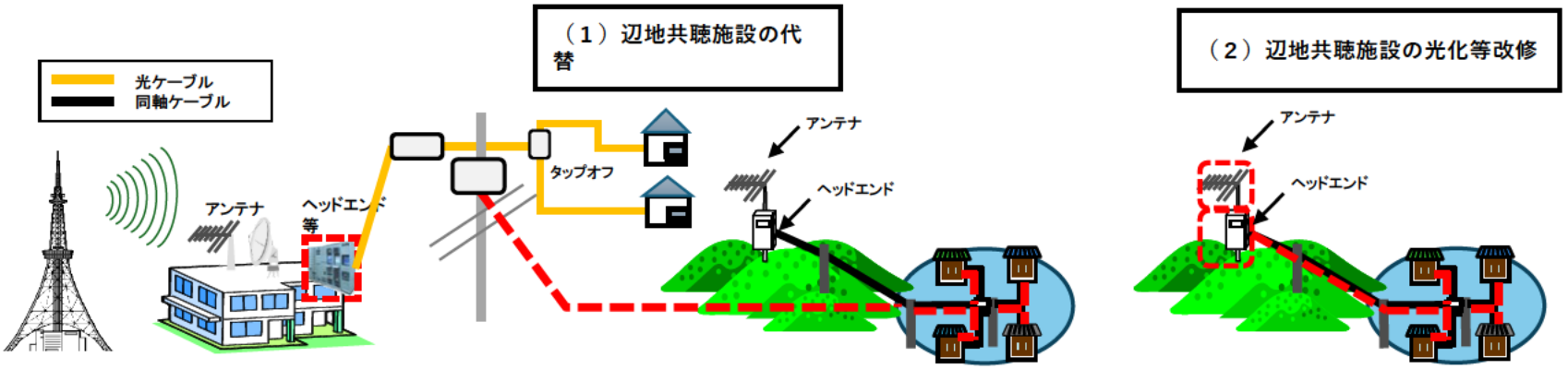
※光化等改修事業については、中継局が廃止にならない地域の共聴施設に限る。

※代替については、既設施設の撤去費用を含む。

○ 補助率

（1）辺地共聴施設の代替　：2/3

（2）辺地共聴施設の光化等改修　：1/2



令和８年度　辺地共聴施設の相談支援窓口

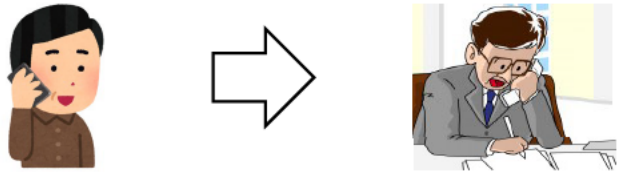
○　辺地共聴施設の老朽化や高齢化等による組合員減少に伴う施設の維持等の課題に対応すべく、相談支援窓口を設置し、**施設の老朽化や維持管理の対応等について専門家がアドバイスを実施**。

○　辺地共聴施設の代替・改修を検討する住民組合、自治体等に対し、関係者との合意形成の進め方や補助金申請に関する支援に加え、**技術的知見が必要となる現地調査や図面作成等を含む技術的支援も行い**、共聴施設に関する円滑かつ迅速な高度化実現に向けた総合的な伴走支援を行います。

＜支援体制のイメージ＞

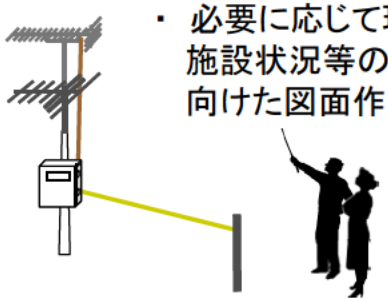
（1）電話・メール等での相談受付

・施設の老朽化や今後の維持管理等に関する相談に対し、専門家が助言

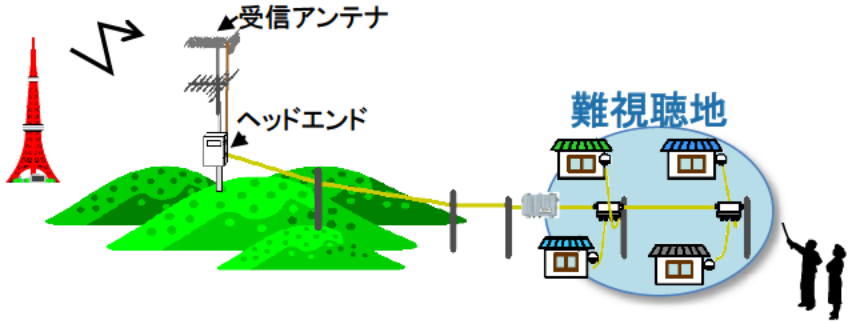


（2）現地訪問・調査

・必要に応じて現地に訪問し、施設状況等の調査や補助金申請に向けた図面作成等の支援を実施



技術的支援拡充



市町村や共聴組合の皆様が、
- 専門家による現地調査
  （共聴施設の老朽化・受信環境調査、図面の作成等）
- 調査結果の分析、取り得る技術的選択肢の整理
- 地域の放送視聴環境確保計画の策定支援

まで、総合的な支援を受けることが可能です。

相談支援窓口URL：　https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/kyocho-soudan/index.html

令和８年度　テレビ視聴環境の確保に向けた調査･計画策定支援（技術的支援）

支援対象

市町村、自主共聴組合（市町村と自主共聴組合の共同申請も可）

支援内容

辺地共聴施設によってテレビ放送を視聴しているが、将来の安定した視聴環境の確保に不安があり、地域のテレビ放送の安定した視聴環境を確保する将来計画（放送視聴環境確保計画）の策定を検討している市町村又は共聴組合に対し、**技術的知見を有する専門家を派遣して現地調査や調査結果の整理・分析等を行うことにより、必要な情報を提供**するとともに、それらの情報を踏まえ、**主体的な放送視聴環境確保計画の策定に向けた伴走支援**を実施。（**※支援対象団体の費用負担なし**）

項目	内容
現地調査	･共聴施設の現状調査（老朽化状況、既存設備の確認等） ･放送受信状況調査（世帯の個別受信状況、有線放送サービス提供状況等） ･光ファイバー整備計画等の図面作成 ･公的単価に基づく概算事業費の算出　　等
調査結果の整理･分析	調査結果を基に、放送視聴環境確保のために必要な取り得る技術的選択肢の整理と、それぞれの選択肢の技術的特徴･留意点等を整理
計画の策定支援	整理･分析結果を基に、支援対象団体が主体的に将来に向けた計画を策定できるよう伴走支援

＜支援の流れのイメージ＞



公募スケジュール

一次公募：令和8年5月15日（金）から同年6月5日（金）（終了）
二次公募：令和8年9月4日（金）から同年9月25日（金）（終了）

お問合せ先

携帯電話基地局に関するご相談

- ✓ デジタルインフラ整備推進（携帯電話等エリア整備事業・電波遮へい対策事業）
- ✓ 携帯電話基地局強靱化対策事業

無線通信部　陸上課
TEL：052-971-9619
Mail：subsidy-rikujo-tokai_atmark_soumu.go.jp

光ファイバに関するご相談

- ✓ デジタルインフラ整備推進事業（高度無線環境整備推進事業）
- ✓ 公設光ファイバの民間移行を支援する取組

情報通信部　情報通信振興課
TEL：　052-971-9404
Mail：　tokai-shinko_atmark_soumu.go.jp

ケーブルテレビ・辺地共聴に関するご相談

- ✓ 放送ネットワーク整備支援事業（ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業）
- ✓ 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業（辺地共聴施設の高度化支援事業）
- ✓ 辺地共聴施設の相談支援窓口/テレビ視聴環境の確保に向けた現地調査・計画策定支援（技術的支援）

放送部　有線放送課
TEL：052-971-9136
Mail：tokai-yuho_atmark_soumu.go.jp

スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」に換えて表記